

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
副会長 友利 博朗

日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
沖縄県医師会経由で「診療報酬・年税関係」の通知が届きましたので下段にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

沖 医 発 第 4 5 9 F
令 和 2 年 6 月 2 4 日

地 区 医 師 会 長 殿

沖 縄 県 医 師 会
会 長 安 里 哲 好
(公 印 省 略)

関係通知文書の送付について（診療報酬・年税関係）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記文書については、県医師会ホームページ並びに県医師会報へ掲載いたしますことを申し添えます。

記

No.	文書番号	発送日	文書件名	HP	会報
1	(年税 19)	R2.6.17	独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスにより事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充等の第2次補正予算における金融措置等について（情報提供）	○	○
2	(保 111)	R2.6.23	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について	○	○
3	(保 113)	R2.6.23	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その23）	○	○
4	(保 114)	R2.6.23	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その22）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部訂正について	○	○

※添付資料は省略しております。

お手数おかけしますが、県医師会 HP より内容をご確認ください。

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルスにより事業停止等
となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充等の
第 2 次補正予算における金融措置等について (情報提供)

去る 6 月 12 日に成立した令和 2 年度第 2 次補正予算における金融措置等について、医療機関が利用可能な主な制度の概要は以下の通りです。

(1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の拡充

医療貸付事業では、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金について、この度の第 2 次補正予算の対応により、当該優遇融資の条件について、別添資料 1 の通り、貸付限度額等の更なる拡充を行うこととなりました。また、福祉貸付事業についても、無利子融資等の更なる拡充を行うこととなりました。

なお、福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

(2) 民間金融機関による信用保証付融資 (セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免)

・セーフティネット保証 4 号 (資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照)

セーフティネット保証 4 号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 100%を保証する資金繰り支援制度です。去る 3 月 2 日に全都道府県が対象に指定されました。

・セーフティネット保証 5 号 (資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照)

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 80%を保証する資金繰り支援制度です。対象業種には、医療業 (「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」等)、「老人福祉・介護関係」、「社会福祉施設等関連」が含まれています。

・危機関連保証 (資料 2 の 6 ページ、18 ページ参照)

危機関連保証は、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証枠と併せて、更なる別枠 (2.8 億円) を措置しています。

- ・信用保証付き融資における保証料・利子減免（資料2の6ページ、19ページ参照）

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

（3）新型コロナ特別リスケジュール（資料2の21ページ参照）

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金・日本政策投資銀行等による融資支援（資料2の6～11ページ、20ページ、27ページ参照）

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和、特別利子補給制度、既往債務の借換を実施しています。日本政策投資銀行等では、危機対応融資を実施しています。

なお、「（2）民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）」、

「（3）新型コロナ特別リスケジュール」及び「（4）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援」の詳細並びに上記以外のその他の措置につきましては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連のホームページ

（ <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00> ）をご参照ください。

また、融資支援制度については、（1）の福祉医療機構の制度と（4）の日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度等がありますが、医療機関については、（1）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料1参照）（注）に相談されることをお勧めいたします。

（注）沖縄県においては、（1）の制度のうち、医療貸付事業については沖縄振興開発金融公庫の制度としての対応となりますので、具体的な条件等については、同公庫の相談窓口（本店 融資第一部産業開発融資班、TEL：098-941-1765）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- 資料1 独立行政法人福祉医療機構 新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）
- 資料2 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和2年6月15日20：00時点版）（一部抜粋）

令和 2 年 6 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

(公印省略)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の
一部改正について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号 (保 265) 「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、地域包括ケア病棟入院料の届出の取扱いにつきまして、6 月 10 日の中医協総会の了承を経て、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号) について、その一部が改正されることとなりましたのでお知らせ致します。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 2 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

【添付資料】

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

(令和 2 年 6 月 18 日 保医発 0618 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

(保 113)

令和2年6月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その23）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その23）

（令2.6.23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

令和2年6月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」
の一部訂正について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、診療報酬上の臨時的な取扱い等につきましては、随時ご連絡申し上げているところであります。

今般、下記で示された臨時的な診療報酬の取扱いの通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、この訂正に伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱いについて（その14）」（令和2年4月27日付け（保29））の間16については、廃止することとされております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 令和2年4月18日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡（令和2年4月20日付け（保23））
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」
- ・ 令和2年5月26日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡（令和2年5月26日付け（保76））
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」及び
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」の一部
訂正について

（令2.6.23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）